

平成26年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
健康医療課	がん対策広報事業委託	JR車内広告等の企画運営業務委託	平成26年11月10日	株式会社マッシュ	6,049,944	がん対策について県民の関心を得られるよう、様々な媒体を効果的・効率的に活用した広報活動が求められる。そのため、公募型プロポーザルでの提案内容をもとに業務遂行能力を見極め、最も優れた業者と随意契約を行ったため	2	4